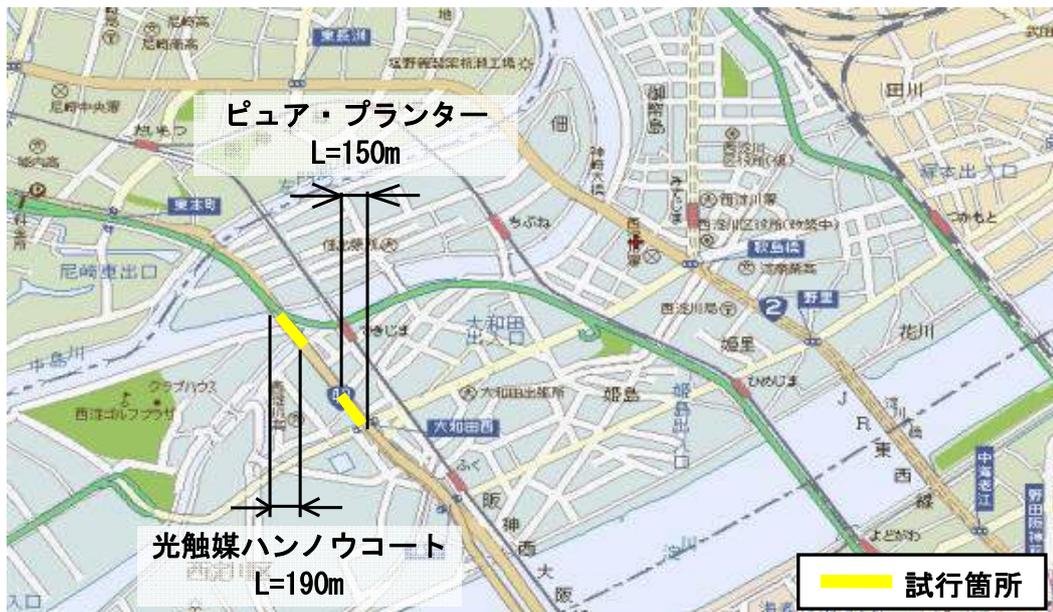


2. 3 新たな二酸化窒素浄化（低減）技術の試行

<経緯>

国道43号の環境施設帯などの整備を行い、大気質の改善に努めている中、「道路における新たな二酸化窒素浄化（低減）技術」について、平成19年度に公募し、新技術活用評価会議の審議を経て、選定された新たな技術について平成20年度に試行的に実施しました。

選定された技術のうち、出来島地区において①ピュア・プランターと②光触媒ハンノウコートを平成21年3月に設置しています。



二酸化窒素浄化（低減）技術の試行位置図

① ピュア・プランター

間伐材を利用した校倉造りのプランターで、この内部の浄化システムには間伐材を使用しています。杉チップと炭チップを内蔵した空気浄化システムを使用することで、二酸化窒素の吸収を行う技術です。

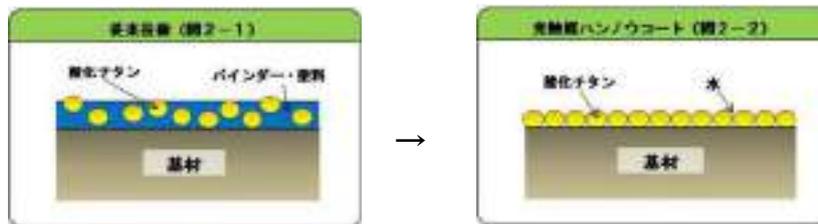


プランター内部の
杉・炭チップ

出来島小学校付近 設置状況

② 光触媒ハンノウコート

従来は光触媒の原材料である酸化チタンを塗料（不透明）に混ぜて塗布していましたが、新技術では、塗料を混ぜる必要がなくなり、遮音壁の透光板へも塗布することが可能となります。



光触媒ハンノウコートの新規性



出来島大橋 尼崎方面側道部 透光板塗布

2. 4 大気汚染等の状況把握

① 大気常時観測局の設置

1) 西淀川区管内の大気常時観測局

<経緯>

沿道大気汚染状況を把握するため、平成10年度に国道2号歌島橋交差点付近と国道43号出来島に、また、平成14年度は国道2号新佃公園と国道43号大和田西交差点付近に大気常時観測局を新設し、測定を行っています。

また、これらの測定データについては、国道2号歌島橋交差点局、国道43号出来島局については平成14年4月30日より、国道2号新佃公園前局、国道43号大和田西交差点局については平成15年4月1日より、近畿地方整備局ホームページにおいて公表しています。

なお、平成25年6月20日に、平成24年度の大気常時観測局による測定結果をとりまとめ公表を行いました。

<今後の方針>

平成25年度についても引き続き大気常時観測局での測定を行っていきます。

2) 阪神高速道路(株)の監視局

<経緯>

阪神高速3号神戸線の西淀川区大和田および阪神高速11号池田線の西淀川区歌島において沿道環境を把握するため、監視局を平成9年度より設置し測定を実施しています。

<今後の方針>

平成25年度においても、引き続き測定を実施します。



国道2号 歌島橋交差点局



国道2号 新佃公園前局



阪神高速11号池田線 歌島局



国道43号 大和田西交差点局

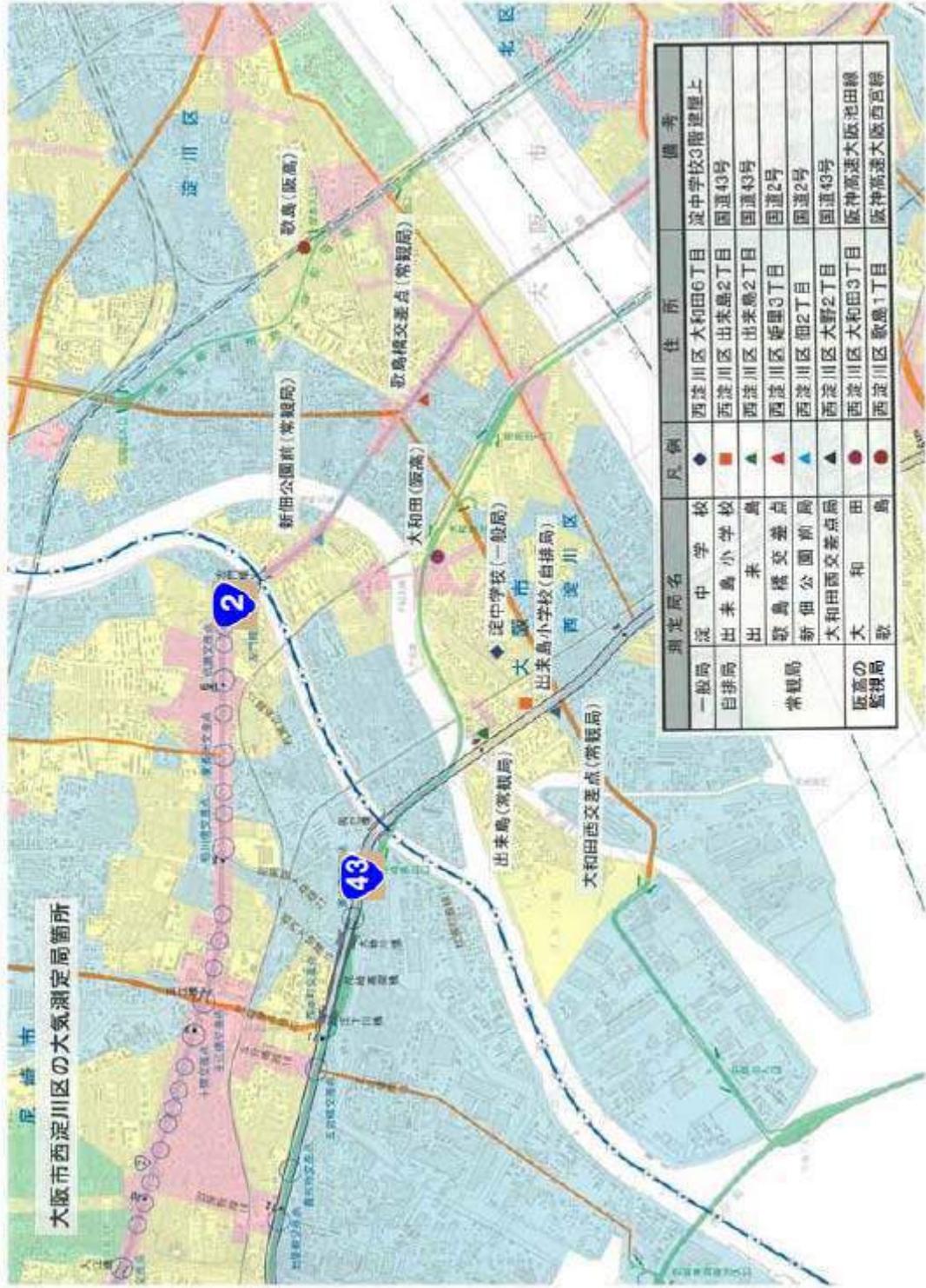


国道2号 出来島局

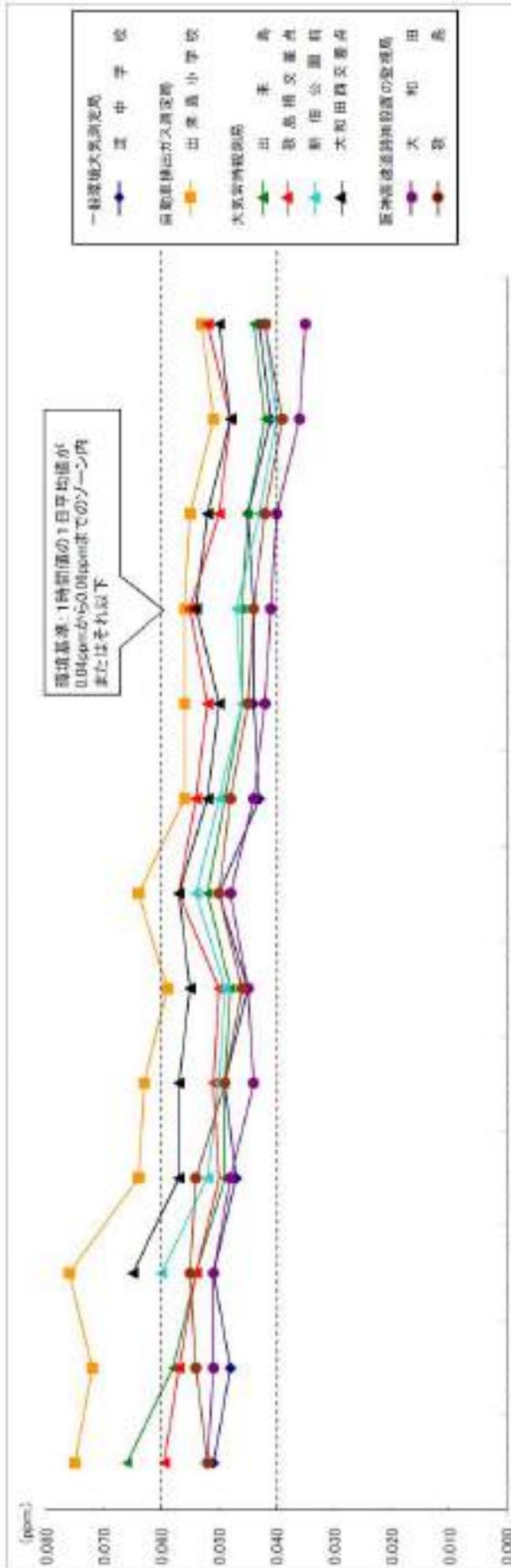


阪神高速3号神戸線 大和田局

大阪市西淀川区の大気環境状況



大阪市西淀川区 二酸化窒素濃度(NO2) 経年変化(日平均値の年間98%値)



環境基準：1時間値の1日平均値が
0.045ppmから0.08ppmまでのゾーン内
またはそれ以下

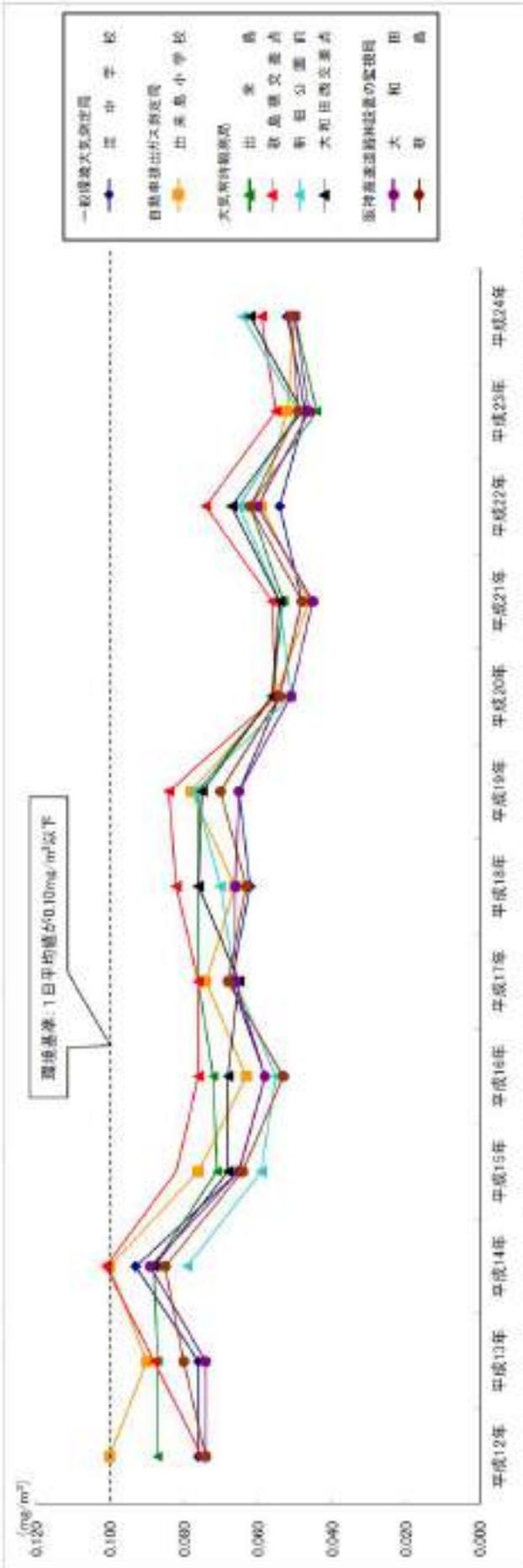
- 一般局 大阪市西淀川区
- 中学校
- 西掛局
- 出菜島小学校
- 出菜島
- 散島橋交差点
- 新荘公園前
- 大和田西交差点
- 大和
- 散島

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一般局	0.051	0.048	0.051	0.047	0.049	0.045	0.043	0.044	0.044	0.044	0.045	0.041	0.043
中学校	0.075	0.072	0.076	0.064	0.063	0.059	0.064	0.066	0.066	0.066	0.065	0.051	0.053
西掛局	0.000	0.058	0.054	0.049	0.049	0.048	0.052	0.049	0.046	0.046	0.045	0.042	0.044
出菜島	---	0.057	0.054	0.050	0.051	0.050	0.054	0.050	0.052	0.055	0.050	0.046	0.052
散島橋交差点	---	---	(0.060)	0.052	0.050	0.049	0.054	0.046	0.046	0.047	0.043	0.040	0.042
新荘公園前	---	---	(0.065)	0.057	0.057	0.055	0.057	0.052	0.050	0.054	0.052	0.046	0.050
大和田西交差点	0.052	0.051	0.051	0.048	0.044	0.045	0.048	0.044	0.042	0.041	0.040	0.036	0.035
大和	0.052	0.054	0.055	0.054	0.049	0.046	0.050	0.040	0.045	0.041	0.042	0.039	0.042
散島													

環境基準
*1時間値の1日平均値が0.045ppmから0.08ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
*1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。
表示()内は、測定時間が4,000時間未満を示す。

注)一般局は一般環境大気汚染監視点(自動連続測定)を設置し、大気汚染防止法第2条の規定に基づき、大阪府の公害防止条例に基づき、大阪府の環境基準により設置されたもの。
また、中学校は大阪府環境測定所により、環境測定所対象に今後の環境測定所設置計画に基づき、交通が集中する幹線道路沿道での環境測定による観測の充実が必要であることから調査が設置したものである。
*散島橋交差点は、環境測定所から約100m離れた場所にて測定。

大阪市西淀川区 浮遊粒子状物質濃度(SPM) 経年変化(日平均値の2%除外値)



	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一般環境	中学校	0.076	0.076	0.076 ×	0.093 ×	0.095	0.082	0.082	0.065	0.054	0.048	0.047 ×	0.052
自動車	出菜島小学校	0.100	0.090	0.090 ×	0.070	0.070	0.060	0.078	0.005	0.046	0.059	0.052	0.030
常観局	出菜島	0.087	0.087	0.087 ×	0.088 ×	0.071	0.076	0.076	0.076	0.056	0.053	0.044 ×	0.050
	歌島徳文堂点※	—	—	0.058 ×	0.101 ×	0.082	0.076	0.082	0.064	0.005	0.056	0.065 ×	0.059
	新田公園前	—	—	—	(0.070) (○)	0.056	0.055	0.068	0.077	0.051	0.054	0.049 ×	0.064
	大和田西交差点	—	—	—	(0.068) (○)	0.068	0.068	0.070	0.075	0.006	0.054	0.067	0.048 ×
阪神の監視局	大和	0.074	0.074	0.074 ×	0.089 ×	0.065	0.066	0.066	0.065	0.051	0.045	0.046 ×	0.050
	田島	0.074	0.080 ×	0.080 ×	0.085	0.064	0.063	0.070	0.054	0.048	0.062	0.049 ×	0.051

環境基準: 1日平均値が0.10mg/m³以下である
 *1日平均値が0.10mg/m³以下である
 *長期的観測: 1日平均値の2%除外値を環境基準と比較して評価する。
 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成とする。
 【表に記す○×は、日平均値が0.10mg/m³を超えた日(○)を連続したことの有無(×無×無○)を指す。】
 表示し、内は、測定時間が6,000時間未満を示す。

注)一般時は一般環境大気測定局、自動車排気ガス測定局をいふ。大気汚染防止法第2条の規定に基づき、大気の大気の状態の常時監視に関する事務の処理基準により設置されたもの。また、常観局とは大気常時観測局をいふ。環境基準を対象に今後の達成目標を定める等の目的で、交通が集中する幹線道路沿道での道路管理者による観測の必要があることから、土交通量など、設置したものを、

※出菜島交差点前は、幹線より支線内に移設し、H19.9月から現在の場所へ設置。

大阪市西淀川区 二酸化窒素濃度(NO2) 経年変化(年平均値)

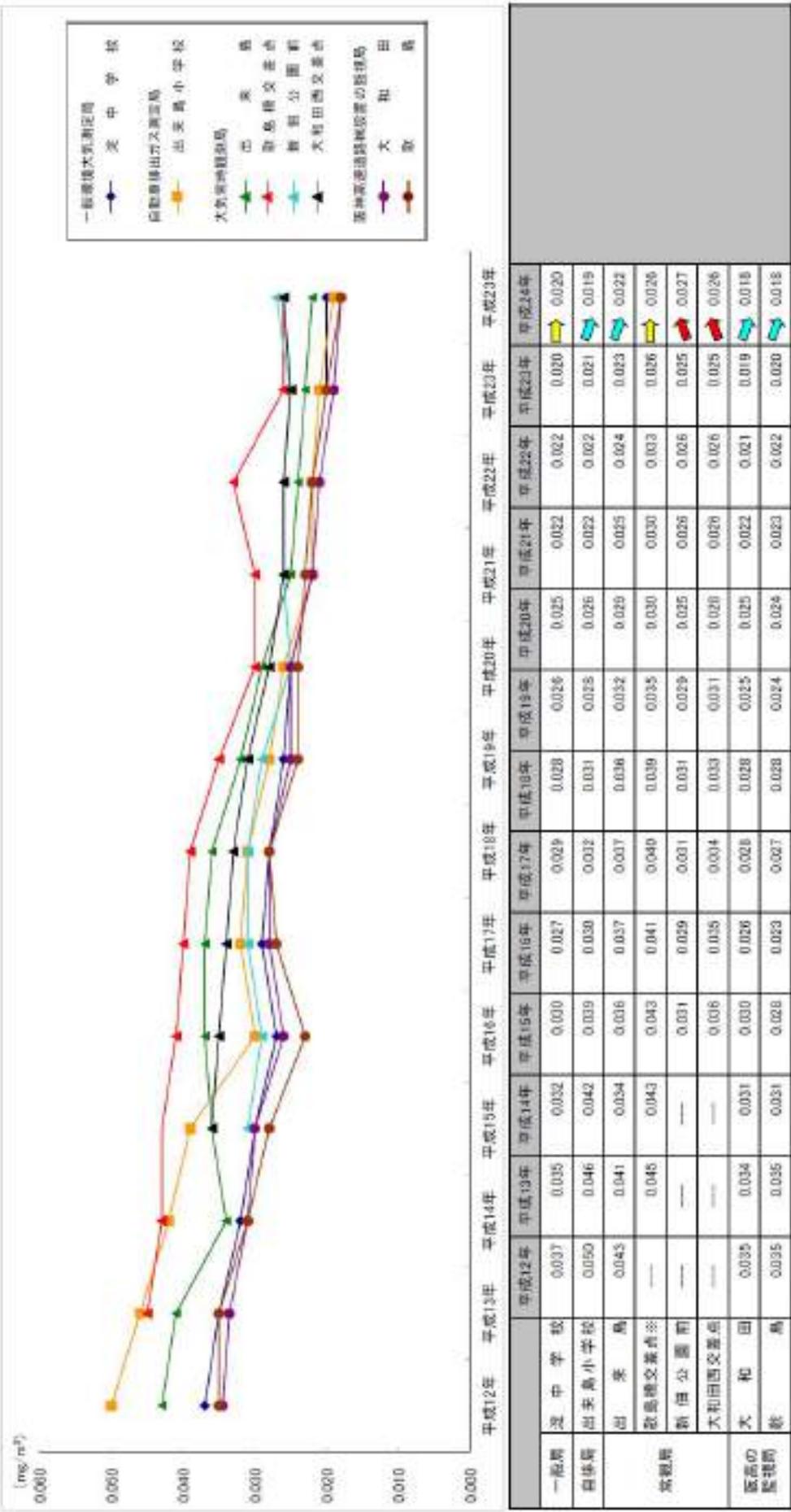


	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一般地													
中学校													
自動車排ガス測定局													
出葉高等学校													
大気汚染測定局													
出葉小学校													
歌島橋交差点													
新田公園前													
大和田西交差点													
阪神高速道路環状線の監視局													
大和													
歌島													

注)一般地とは一般地大気測定局、中学校とは自動車排ガス測定局をいい、大気汚染測定局とは第2条の規定に基づき、大気汚染の状況の解明監視に関する事務の総称に基づきにより設置されたもの。
また、監視局とは大気汚染監視局をいい、監視対象を対象に今年度の濃度測定結果が公表される。交通が集中する幹線道路沿道での濃度管理による監視の必要があることである。
土交通量が急増したため。

二酸化窒素の測定は、環境省より提供された測定器を使用。

大阪市西淀川区 浮遊粒子状物質濃度(SPM) 経年変化(年平均値)



注)一般周とは一般道路(本町交差点、御幸岡とは西淀川御幸岡ガスを測定する)、大和田西交差点とは西淀川西交差点の測定結果に基づき、大和田西交差点の測定結果に基づき算出されたものである。
また、高麗橋とは高麗橋御幸岡を測定し、新橋公園前とは今年度の道路環境対策(東淀川河川整備)の道路環境改善による結果の発表が必要であること(4区
土交差点)を意味したものである。

※御幸岡交差点前は、車線より交差点内に縮短し、H19.2月から現在の状態で測定

NO₂の測定結果

観測局及び監視局	NO ₂ 日平均値の年間98%値 (ppm)												
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
2号歌島橋交差点局	—	0.057	0.054	0.050	0.051	0.050	0.057	0.054	0.052	0.055	0.050	0.048	0.052
43号出来島局	0.066	0.058	0.054	0.049	0.049	0.048	0.052	0.049	0.046	0.046	0.045	0.042	0.044
2号新佃公園前局	—	—	(0.060)	0.052	0.050	0.049	0.054	0.050	0.046	0.047	0.043	0.040	0.042
43号大和田西交差点局	—	—	(0.065)	0.057	0.057	0.055	0.057	0.052	0.050	0.054	0.052	0.048	0.050
大和田局 (阪高)	0.052	0.051	0.051	0.048	0.044	0.045	0.048	0.044	0.042	0.041	0.040	0.036	0.035
歌島局 (阪高)	0.052	0.054	0.055	0.054	0.049	0.046	0.050	0.048	0.045	0.044	0.042	0.039	0.042

赤字は環境基準未達成

() 書は参考値 (6,000時間未満)

SPMの測定結果

観測局及び監視局	SPM日平均値の2%除外値 (mg/m ³)												
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
2号歌島橋交差点局	—	0.088 ^{※2}	0.101 ^{※1}	0.082	0.076	0.076	0.082	0.084	0.055	0.056	0.074	0.055 ^{※2}	0.059
43号出来島局	0.087	0.087 ^{※2}	0.088 ^{※2}	0.071	0.072	0.076	0.076	0.076	0.056	0.053	0.062	0.044 ^{※2}	0.050
2号新佃公園前局	—	—	(0.079)	0.059	0.055	0.066	0.070	0.077	0.051	0.054	0.065	0.049 ^{※2}	0.064
43号大和田西交差点局	—	—	(0.088)	0.068	0.068	0.065	0.076	0.075	0.056	0.054	0.067	0.048 ^{※2}	0.062
大和田局 (阪高)	0.074	0.074 ^{※2}	0.089 ^{※2}	0.065	0.058	0.066	0.066	0.065	0.051	0.045	0.060	0.046 ^{※2}	0.050
歌島局 (阪高)	0.074	0.080 ^{※2}	0.085	0.064	0.053	0.068	0.063	0.070	0.054	0.048	0.062	0.049 ^{※2}	0.051

赤字は環境基準未達成

※1 長期的評価で環境基準値を超過及び日平均値が2日以上連続して環境基準値を超過

※2 日平均値が2日以上連続して環境基準値を超過

() 書は参考値 (6,000時間未満)

(2号歌島橋交差点局は、単路部より交差点内に移設し、H19.3月から現在の場所で測定)



② PM2.5測定への取り組み

<経緯>

PM2.5については、環境省において、暫定的な測定方法として、平成12年度に「大気中微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度測定方法暫定マニュアル」（以下「暫定マニュアル」という。）が取りまとめられています。

近畿地方整備局では、和解条項を踏まえて平成16年度に、国道2号新佃公園前局及び、国道43号大和田西交差点局において測定機器の設置を完了し、平成17年2月より暫定マニュアルに従った測定を開始しています。国道2号歌島橋交差点局についても、平成19年3月より、測定を開始しました。

環境省においては、PM2.5の測定方法の確立に向けた検討が継続されており、平成22年3月に「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」、平成22年10月及び平成23年7月に「微小粒子状物質の標準測定法と等価性を有する自動測定機について」が公表されています。

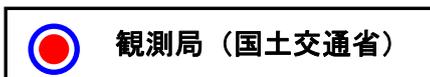
これを受け、平成24年度に新佃公園前局の自動測定機を更新しました。

<今後の方針>

平成25年度は、歌島橋交差点局と大和田西交差点局の自動測定機を更新する予定です。



PM2.5測定位置図



3. その他の環境対策

3. 1 環境ロードプライシング

<経緯>

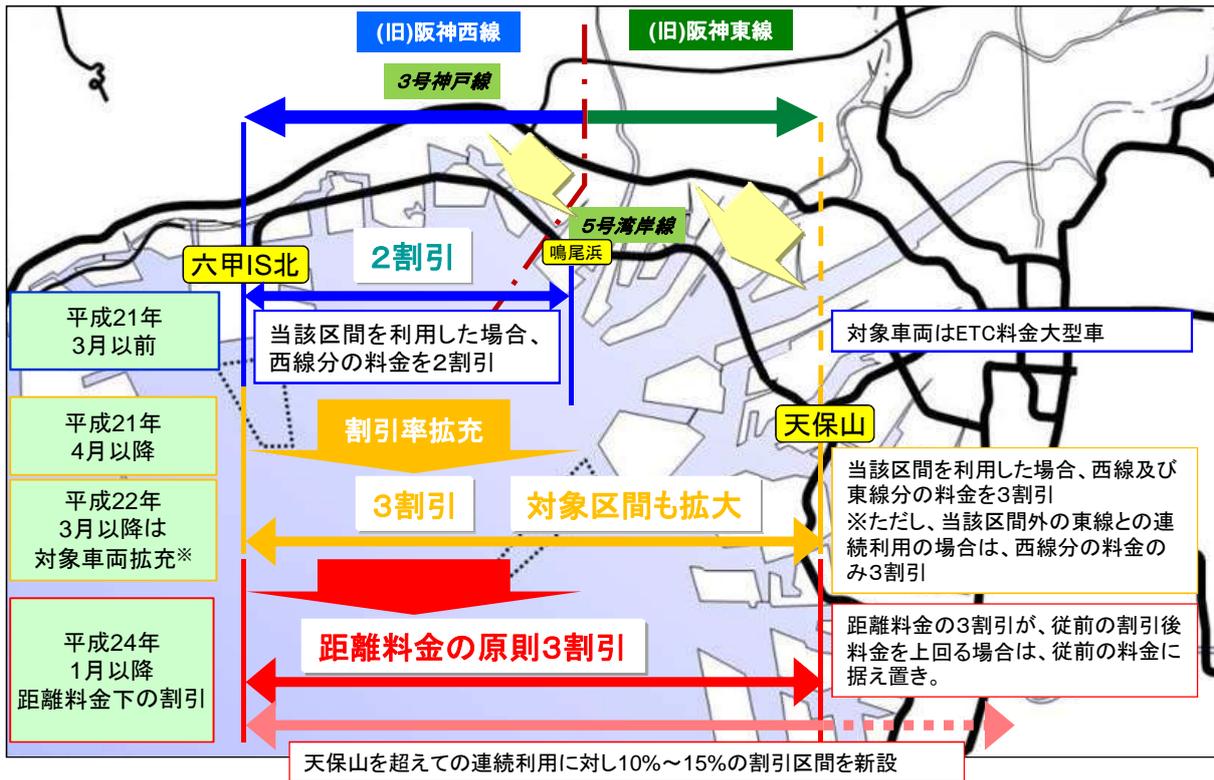
阪神高速道路(株)では、3号神戸線と5号湾岸線において料金格差を設けることにより、3号神戸線の大型車交通を5号湾岸線へ転換させ3号神戸線沿道の環境改善に資する「環境ロードプライシング」を平成13年11月1日より実施しています。平成21年4月には割引対象範囲及び割引率を拡充し、対象範囲は「六甲アイランド北～天保山」、割引率は3割引となりました。また平成22年3月には対象車両の拡充を行い、普通貨物（料金普通）車の一部が新たに対象となりました。平成24年1月、阪神高速は距離料金に移行しましたが、割引率を従前どおり距離料金の原則3割引とするとともに、割引後料金についても従前を上回ることの無いような料金設定とするなど、距離料金移行前に劣ることのない割引内容としております。

<今後の方針>

平成25年度以降も、環境ロードプライシングは継続して実施する予定です。

環境ロードプライシング試行の推移状況

平成13年11月	環境ロードプライシング試行開始 対象区間：六甲IS北～鳴尾浜（阪神西線） 対象車両：大型車（阪神高速道路料金区分） 割引率：20%割引
平成16年2月	社会実験の実施（1ヶ月間） 対象区間：六甲IS北～鳴尾浜（阪神西線） 対象車両：大型車（阪神高速道路料金区分） 割引率：40%割引
平成18年6月	社会実験の実施（2ヶ月間） 対象区間：六甲IS北～天保山（阪神西線＋阪神東線） 対象車両：大型車（阪神高速道路料金区分） 割引率：50%割引
平成21年4月	対象区間、割引率の拡充 対象区間：六甲IS北～天保山（阪神西線＋阪神東線） 対象車両：大型車（阪神高速道路料金区分） 割引率：30%割引（他割引制度とあわせて最大50%割引）
平成22年3月	対象車両の拡充 対象区間：六甲IS北～天保山（阪神西線＋阪神東線） 対象車両：大型車（阪神高速道路料金区分） 普通車（阪神高速道路料金区分）の一部 ※ETCコーポレートカードの事前登録車 割引率：30%割引（他割引制度とあわせて最大50%割引）
平成24年1月 （距離料金へ移行）	対象区間：六甲IS北～天保山 対象車両：大型車（阪神高速道路料金区分） 普通車（阪神高速道路料金区分）の一部 ※ETCコーポレートカードの事前登録車 割引率：距離料金の30%割引（距離料金の30%割引が従前の割引後料金を上回るときは、従前の割引後料金に据え置き。） 対象区間外との連続利用の場合も15%、10%の割引を適用（西宮浜以西の出入口を利用した場合）



環境ロードプライシングの拡充概要（平成21年4月1日～）

		センサス区分			
		小型車		大型車	
		乗用車 (ナンバー-8, 5, 7)	小型貨物車 (ナンバー-4, 6)	バス (ナンバー-2)	普通貨物車等 (ナンバー-1, 8, 9, 0)
料金区分	普通車			 (乗員定員29人以下 かつ車両総重量8t未満)	 (最大積載量5t未満 かつ車両総重量8t未満)※
	大型車	(備考) 注1)写真は主な車種を示す。 注2)ナンバーとは、ナンバープレート 上段右側の数字(2~3桁)の頭の1桁 例) 注3)※普通貨物車の括弧書きは、 代表的な区分を示す。		従来の割引対象 (乗員定員30人以上 又は車両総重量8t以上) (最大積載量5t以上 又は車両総重量8t以上)※	

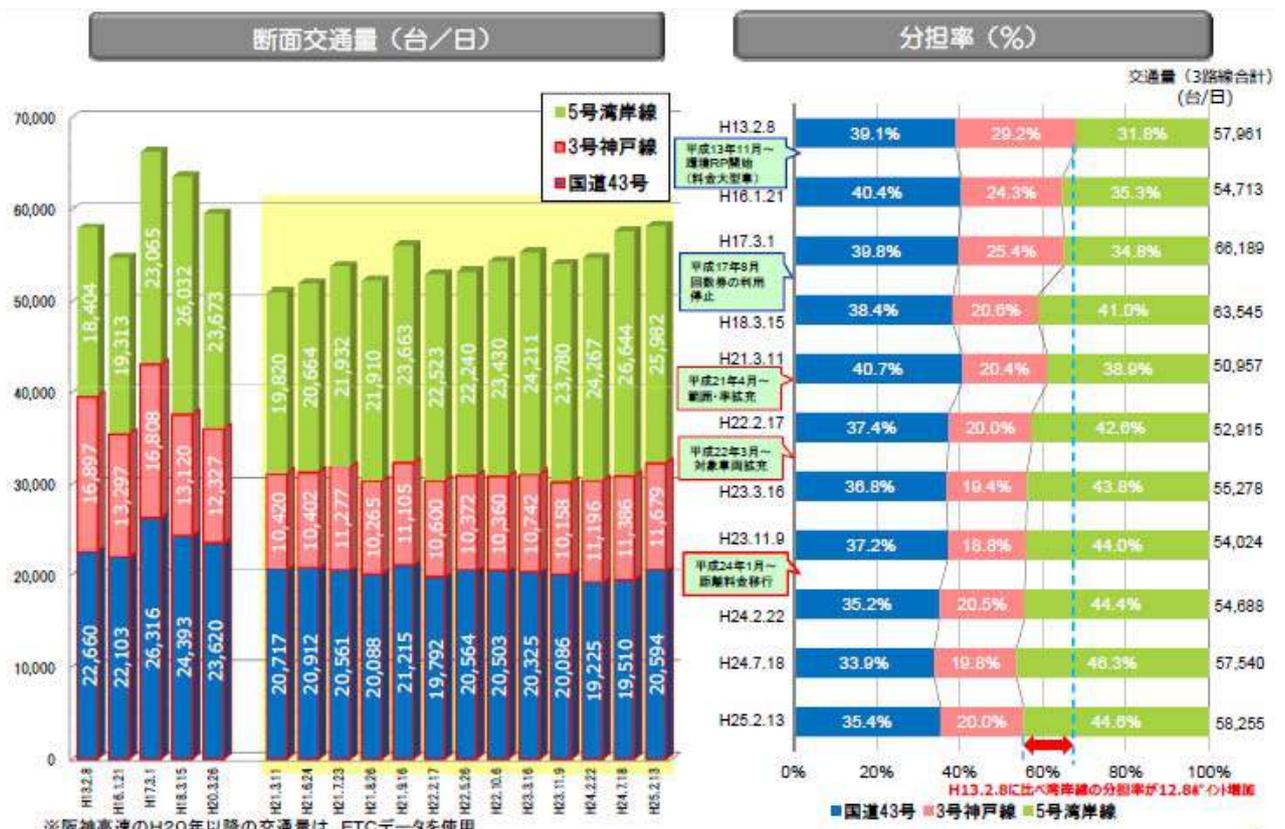
環境ロードプライシングの拡充対象車両（平成22年3月1日～）



■阪神高速と一般道の分担率(大型車を対象)

尼崎西宮断面			尼崎大阪断面		
H23.11	国道43号	3号神戸線	H23.11	国道43号	3号神戸線
27%	12,700台/日	25%	37%	20,100台/日	19%
49%	23,400台/日	49%	44%	23,800台/日	44%
↓▲4%		↓+1%	↓▲2%		↓+1%
H25.2	23%	11,800台/日	H25.2	35%	20,600台/日
26%	12,800台/日	51%	20%	11,700台/日	45%
25,800台/日		28,000台/日			

環境ロードプライシングの効果 (距離料金移行の影響)



尼崎大阪断面のセンサス大型車道路別利用状況

<国道43号>

阪神高速の距離料金制への移行後（平成24年1月1日）の国道43号の大型車交通量について、平成23年11月と平成25年11月の交通量調査を比較すると、大型車交通量は、芦屋以東の断面で減少しており、また、大型車混入率は（大型車交通量／全車交通量）はすべての断面で減少していました。

阪神高速の距離料金制以降後の大型車交通量の変化

調査月	神戸灘区・ 東灘区 断面 <small>（東灘区）</small>	神戸芦屋 断面 <small>（芦屋市）</small>	西宮尼崎 断面 <small>（西宮市）</small>	尼崎大阪 断面 <small>（尼崎市）</small>	淀川 断面 <small>（西淀川区）</small>	安治川 断面 <small>（此花区）</small>	尻無川 断面 <small>（港区）</small>
平成23年 11月9日 （水）	13,861	15,184	12,679	20,086	25,827	22,947	10,725
	21.6%	26.1%	27.8%	28.2%	30.7%	29.2%	33.6%
平成25年 2月13日 （水）	15,606 (+1,745)	13,440 (-1,744)	11,570 (-1,109)	20,594 (+508)	25,144 (-683)	18,785 (-4,162)	9,617 (-1,108)
	22.9% (+1.3%)	24.3% (-1.8%)	26.5% (-1.3%)	29.2% (+1.0%)	30.7% (±0.0%)	26.7% (-2.5%)	31.0% (-2.6%)
平成25年 11月19日 （火）	14,121 (+260)	13,977 (-1,207)	10,670 (-2,009)	18,434 (-1,652)	23,816 (-2,011)	19,059 (-3,888)	9,145 (-1,580)
	21.4% (-0.2%)	24.7% (-1.4%)	24.9% (-2.9%)	27.4% (-0.8%)	29.3% (-1.4%)	27.7% (-1.5%)	30.1% (-3.5%)

※ 平成25年11月の調査結果は速報値です。

環境ロードプライシング拡充前後の交通量データ

■43号交通量調査日時

調査種別	調査日	調査時間
事前調査	平日	平成21年3月11日(水)7:00~12日(木)7:00
事後調査	平日	平成21年6月24日(水)7:00~25日(木)7:00
		平成21年7月23日(木)7:00~24日(金)7:00
		平成21年8月26日(水)7:00~27日(木)7:00
事前調査	平日	平成22年2月17日(水)7:00~18日(木)7:00
		平成22年5月26日(水)7:00~27日(木)7:00
事後調査	平日	平成22年10月6日(水)7:00~7日(木)7:00
		平成23年3月16日(水)7:00~17日(木)7:00
		平成23年11月9日(水)7:00~10日(木)7:00
		平成24年2月22日(水)7:00~23日(木)7:00
		平成24年7月18日(水)7:00~19日(木)7:00
		平成25年2月13日(水)7:00~14日(木)7:00

■交通量(平日データ)

路線	調査日	車種	調査断面								
			神戸灘区断面	神戸芦屋断面	尼崎西宮断面	尼崎大阪断面	淡川断面	安治川断面	尻無川断面		
国道43号	平成21年 3月11日(平日)	普通車	52,471	45,884	31,854	54,585	60,140	55,627	21,253		
		大型車	14,420	17,380	13,056	20,717	26,315	23,930	10,869		
		合計	66,891	63,264	44,910	75,302	86,455	79,557	32,122		
	平成21年 6月24日(平日)	普通車	—	—	34,034	54,683	—	—	—		
		大型車	—	—	13,562	20,912	—	—	—		
		合計	—	—	47,596	75,595	—	—	—		
	平成21年 7月23日(平日)	普通車	—	—	33,481	55,032	—	—	—		
		大型車	—	—	13,455	20,561	—	—	—		
		合計	—	—	46,936	75,593	—	—	—		
	平成21年 8月26日(平日)	普通車	—	—	34,543	54,045	—	—	—		
		大型車	—	—	13,095	20,088	—	—	—		
		合計	—	—	47,638	74,133	—	—	—		
	平成21年 9月16日(平日)	普通車	51,468	44,892	34,480	51,555	59,476	53,577	21,795		
		大型車	14,190	16,129	12,140	21,215	26,181	22,553	10,237		
		合計	65,658	61,021	46,620	72,770	85,657	76,130	32,032		
	平成22年 2月17日(平日)	普通車	50,870	44,542	27,891	53,035	58,377	52,394	22,788		
		大型車	14,107	16,434	10,919	19,792	24,147	19,557	10,618		
		合計	64,977	60,976	38,810	72,827	82,524	71,951	33,406		
	平成22年 5月26日(平日)	普通車	52,422	45,216	33,185	52,955	58,795	54,190	24,038		
		大型車	14,256	16,269	12,621	20,564	24,584	20,499	9,926		
		合計	66,678	61,485	45,806	73,519	83,379	74,689	33,964		
	平成22年 10月6日(平日)	普通車	52,373	45,352	31,714	53,730	60,002	53,191	23,113		
		大型車	12,854	15,530	11,964	20,503	25,291	19,768	10,127		
		合計	65,227	60,882	43,678	74,233	85,293	72,959	33,240		
	平成23年 3月16日(平日)	普通車	49,855	44,399	34,099	52,881	58,833	—	21,744		
		大型車	13,114	15,488	12,701	20,325	26,079	—	9,626		
		合計	62,969	59,887	46,800	73,206	84,912	—	31,370		
	平成23年 11月9日(平日)	普通車	50,850	42,926	32,894	51,049	58,390	55,754	21,237		
		大型車	13,861	15,184	12,679	20,066	25,827	22,947	10,725		
		合計	64,711	58,110	45,573	71,115	84,217	78,701	31,962		
	平成24年 2月22日(平日)	普通車	51,264	41,692	32,189	49,248	55,484	51,094	21,188		
		大型車	14,296	15,126	11,226	19,225	23,998	20,309	8,686		
		合計	65,560	56,818	43,415	68,473	79,482	71,403	29,874		
	平成24年 7月18日(平日)	普通車	54,450	44,085	36,931	52,744	58,340	50,969	21,344		
		大型車	14,619	15,315	11,491	19,510	24,231	19,427	9,046		
		合計	69,069	59,400	48,422	72,254	82,571	70,396	30,390		
	平成25年 2月13日(平日)	普通車	52,591	41,852	32,147	50,005	56,801	51,459	21,375		
		大型車	15,606	13,440	11,570	20,594	25,144	18,785	9,617		
		合計	68,197	55,292	43,717	70,599	81,945	70,244	30,992		
	3号神戸線 (ETCデータ)	平成21年 3月11日(平日)	普通車	54,532	55,323	51,974	49,221	49,978	46,176	—	
			大型車	17,987	17,919	11,668	10,420	11,113	10,707	—	
			合計	72,519	73,242	63,642	59,641	61,091	56,883	—	
		平成21年 6月24日(平日)	普通車	55,505	56,471	52,694	49,783	50,496	46,747	—	
			大型車	17,480	17,454	11,496	10,402	11,098	10,720	—	
			合計	72,985	73,925	64,190	60,185	61,594	57,467	—	
		平成21年 7月23日(平日)	普通車	57,402	58,734	55,190	52,127	52,793	48,828	—	
			大型車	18,292	18,409	12,392	11,277	12,154	11,877	—	
			合計	75,694	77,143	67,582	63,404	64,947	60,705	—	
		平成21年 8月26日(平日)	普通車	59,258	60,389	55,497	52,254	52,892	48,500	—	
			大型車	17,368	17,419	11,500	10,265	11,032	10,568	—	
			合計	76,626	77,808	66,997	62,519	63,924	59,068	—	
		平成21年 9月16日(平日)	普通車	57,997	59,184	54,414	51,551	52,586	48,557	—	
			大型車	18,924	19,036	12,369	11,105	11,903	11,436	—	
			合計	76,921	78,220	66,783	62,656	64,489	59,993	—	
		平成22年 2月17日(平日)	普通車	57,630	58,574	54,132	51,137	51,887	47,660	—	
			大型車	18,017	18,178	11,840	10,600	11,476	11,035	—	
			合計	75,647	76,752	65,972	61,737	63,363	58,695	—	
		平成22年 5月26日(平日)	普通車	57,580	58,835	55,348	52,160	52,778	48,749	—	
			大型車	17,953	18,031	11,605	10,372	11,161	10,767	—	
			合計	75,533	76,866	66,953	62,532	63,939	59,516	—	
		平成22年 10月6日(平日)	普通車	57,919	59,170	53,814	50,442	51,162	47,291	—	
			大型車	18,203	18,427	11,668	10,360	11,226	10,824	—	
			合計	76,122	77,597	65,482	60,802	62,388	58,115	—	
		平成23年 3月16日(平日)	普通車	55,724	57,584	54,045	51,332	51,981	48,014	—	
			大型車	18,468	18,847	12,022	10,742	11,496	11,046	—	
			合計	74,192	76,431	66,067	62,074	63,477	59,060	—	
		平成23年 11月9日(平日)	普通車	55,928	58,159	52,708	49,120	49,054	45,110	—	
			大型車	18,947	18,073	11,804	10,158	11,013	10,533	—	
			合計	74,875	77,232	64,512	59,278	60,067	55,643	—	
		平成24年 2月22日(平日)	普通車	56,363	58,868	54,250	51,827	51,767	47,243	—	
			大型車	17,795	18,062	12,316	11,196	11,942	11,424	—	
			合計	74,158	76,930	66,566	63,023	63,709	58,667	—	
		平成24年 7月18日(平日)	普通車	55,254	58,103	55,240	53,067	53,145	47,875	—	
			大型車	17,960	18,293	12,646	11,386	12,188	11,536	—	
			合計	73,214	76,396	67,886	64,453	65,333	59,411	—	
		平成25年 2月13日(平日)	普通車	55,889	57,735	53,412	51,223	51,402	46,951	—	
			大型車	18,217	18,468	12,808	11,679	12,351	11,810	—	
			合計	73,906	76,203	66,220	62,902	63,753	58,761	—	
		5号湾岸線 (ETCデータ)	平成21年 3月11日(平日)	普通車	11,845	16,616	22,604	25,261	30,612	35,572	24,141
				大型車	11,045	16,321	19,024	19,820	24,565	30,619	19,408
				合計	22,890	32,937	41,628	45,081	55,177	66,191	43,549
			平成21年 6月24日(平日)	普通車	11,074	16,027	22,010	24,445	29,612	33,833	23,181
				大型車	12,028	17,407	19,964	20,664	24,708	30,310	18,876
				合計	23,102	33,434	41,974	45,109	54,320	64,143	42,057
			平成21年 7月23日(平日)	普通車	12,591	17,887	23,999	26,360	31,766	36,602	25,437
				大型車	13,096	19,018	21,439	21,932	26,909	32,834	21,222
				合計	25,687	36,905	45,438	48,292	58,675	69,236	46,659
			平成21年 8月26日(平日)	普通車	13,903	19,331	25,749	28,324	33,771	38,702	25,755
				大型車	12,822	18,579	21,237	21,910	26,359	30,978	19,121
				合計	26,725	37,910	46,986	50,234	60,130	69,680	44,876
			平成21年 9月16日(平日)	普通車	13,459	18,786	24,923	27,510	32,888	37,224	24,789
				大型車	13,766	20,320	22,943	23,663	28,284	33,459	20,069
				合計	27,225	39,106	47,866	51,173	61,172	70,683	44,858
			平成22年 2月17日(平日)	普通車	11,842	17,120	23,194	25,824	31,239	34,766	24,107
				大型車	13,190	19,443	21,822	22,523	26,694	31,314	18,917
				合計	25,032	36,563	45,016	48,347	57,933	66,080	43,024
			平成22年 5月26日(平日)	普通車	12,204	17,437	24,377	27,109	32,396	36,007	25,356
				大型車	13,297	19,262	21,873	22,240	26,774	31,483	18,901
				合計	25,501	36,699	46,250	49,349	59,170	67,490	44,257
			平成22年 10月6日(平日)	普通車	13,229	18,629	24,820	27,577	33,185	37,193	25,581
大型車				14,217	20,647	23,198	23,430	28,502	34,274	20,374	
合計				27,446	39,276	48,018	51,007	61,687	71,467	45,955	
平成23年 3月16日(平日)			普通車	12,889	18,325	24,398	26,862	32,239	36,121	24,408	
			大型車	14,457	21,463	24,228	24,211	29,637	35,013	20,619	
			合計	27,346	39,788	48,626	51,073	61,876	71,134	45,027	
平成23年 11月9日(平日)			普通車	12,436	17,736	23,563	27,014	32,350	35,443	23,437	
			大型車	14,456	21,036	23,391	23,780	28,664	33,412	19,120	
			合計	26,892	38,772	46,954	50,794	61,014	68,855	42,557	
平成24年 2月22日(平日)			普通車	12,777	18,847	23,761	26,463	31,816	34,873	23,037	
			大型車	15,393	22,559	29,808	24,267	29,178	33,537	19,401	
			合計	28,170	41,406	53,569	50,730	60,994	68,410	42,438	
平成24年 7月18日(平日)			普通車								

3. 2 5号湾岸線への迂回促進のためのNO₂濃度を公開

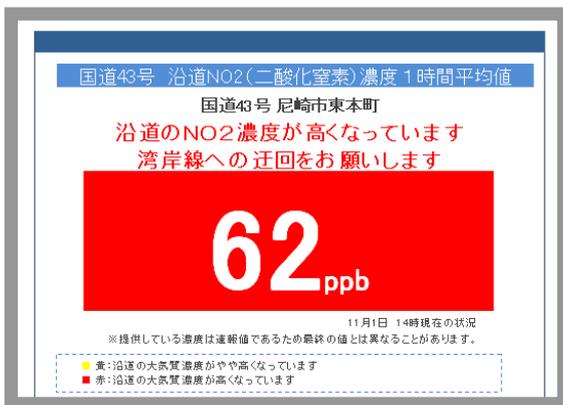
<経緯>

国道43号の沿道環境改善を促進するため、平成24年11月14日から尼崎市東本町、平成24年12月20日から大阪市港区市岡元町の大気情報「NO₂（二酸化窒素）」を1時間毎にホームページ（PC・携帯電話）で公開しました。

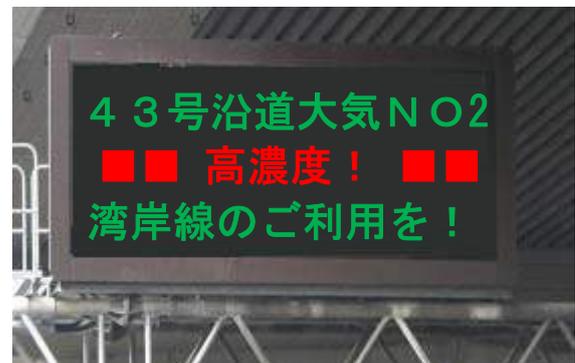
NO₂濃度が高くなった場合、国道43号7箇所 of 道路情報板に阪神高速5号湾岸線へ迂回するよう、協力依頼メッセージが表示されます。

また、平成25年12月1日からは、メール配信による大気情報の提供、湾岸線への迂回協力要請を実施しています。

ホームページ画面



道路情報板



大気情報提供イメージ



国道43号沿道の**大気状況を事前に確認** → 高濃度の場合、可能な範囲で**湾岸線へ活用イメージ**



国道43号道路情報板での大気情報提供位置図

3. 3 5号湾岸線への迂回の協力要請

<経緯>

国道43号及び、阪神高速3号神戸線の大型車交通を5号湾岸線へ転換させ、国道43号及び、3号神戸線沿線の環境改善に資するため、平成13年10月から、大阪国道事務所、阪神高速道路(株)が発注した工事の受注者に対し、阪神高速5号湾岸線への迂回について文書による協力要請を実施しています。

大阪国道事務所 45件（平成24年度）

阪神高速道路(株) 182件（ " ）

<今後の方針>

今後も、継続して迂回要請を行います。

3. 4 5号湾岸線への迂回案内

<経緯>

国道43号及び、阪神高速3号神戸線の大型車交通を5号湾岸線へ転換させ、国道43号及び、3号神戸線沿線の環境改善に資するため、道路情報板及び横断幕による案内を実施

<今後の方針>

今後も、継続して迂回要請を行います。

道路情報板による案内箇所

路線名	案内箇所
国道1号	6箇所
国道2号	4箇所
国道25号	5箇所
国道26号	9箇所
国道43号	5箇所
国道163号	4箇所
国道165号	1箇所
国道171号	4箇所
国道176号	1箇所
合計	39箇所

道路情報板による案内イメージ



横断幕による案内箇所



- 横断幕 (H21) 設置地点
- 横断幕 (H24) 更新地点



3. 5 その他の環境改善施策

3号神戸線（大阪西宮線）・11号池田線における車両制限令違反車両指導取締り

<経緯>

平成24年度は、西淀川区内の3号神戸線・11号池田線において、車両制限令違反車両指導取締りを実施しました。

平成24年度実績	実施回数	108回
	指導警告回数	2回

<今後の方針>

平成25年度も引き続き、前年度と同程度の頻度で実施します。

4. 参考

和解条項

一 国・阪神高速道路公団は、西淀川区における沿道環境を改善し、良好な生活環境を形成するため、沿道住民の協力を得たうえで、以下の施策の実施につとめることとする。

1 沿道環境の改善

(一) 本件対象道路（国道二号、同四三号、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線）の交通負荷の軽減を図るため、交差点改良、案内標識の設置等、道路管理者としてとり得る施策の実施につとめるとともに、交通需給の動向を踏まえ、国道四三号西淀川区佃地区の車線削減を行うこと。さらに、公共交通機関の利便性の向上を図るため、バス停留所の休憩施設を整備するほか、自転車道の整備につとめること。

(二) 植樹帯の設置、低騒音舗装の敷設等につとめること。

(三) 橋脚の美装化等の景観整備につとめること。

(四) 必要な調査を実施の上、関係機関と協力して、沿道法を活用した街づくりの支援につとめること。

(五) その他の総合的な環境対策については、関係機関との連絡調整会議等の場で、関係機関と連携して、誠実に取り組んでいくこと。

2 新しい施策への取り組み

(一) 本件対象道路において、光触媒をモデル的にガードレール、遮音壁等に塗布し、窒素酸化物等の大気汚染物質の分解及び景観整備に関する効果等を把握すること。

(二) 関係機関と協力し、浮遊粒子状物質を含む本件対象道路沿道においての大気汚染等の状況把握につとめること。

（微細粒子状物質（いわゆるPM_{2.5}）については、適切な測定方法を検討し、測定データの解析手法等を見極めたうえで、本件対象道路沿道において、その状況把握に着手することとする。）

3 前各号に掲げるもののほか、今後とも積極的に必要な環境対策の推進につとめる

こととする。

二 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、別紙のとおり、「西淀川地区沿道環境に関する連絡会」を設置することに合意する。

三 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らは、その余の請求を放棄する。

四 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、本件訴訟に係る請求に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

五 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上